

改正後	改正前
<p>(暴力団等排除に係る解除)</p> <p>第45条の2 発注者は、受注者(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 役員等(受注者が個人である場合には<u>その者その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時現場技術業務の契約を締結する事務所の<u>代表者その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下同じ。)が<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>役員等が</u>、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p>(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p><u>(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>(5) <u>役員等が</u>、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(6) ~ (8) 略</p>	<p>(暴力団等排除に係る解除)</p> <p>第45条の2 発注者は、受注者(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 役員等(受注者が個人である場合には<u>その者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員<u>又は</u>その支店<u>若しくは</u>常時現場技術業務の契約を締結する事務所の<u>代表者</u>をいう。以下同じ。)が<u>暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p><u>(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>役員等が</u>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>した</u>と認められるとき。</p> <p>(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) <u>役員等が</u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(6) ~ (8) 略</p>